平成26年2月28日 第11563号

																							_	•	
の完了	○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事	○ 道路の位置の指定	○ 建設業の許可の取消し	○ 種畜証明書の書換交付	· "	申請	○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の	〇 未利用県有地売払いの実施	〇 落札者等の決定	【公告】	律に基づく岡山県計画の変更	○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する法	○ 特定施設の設置許可申請	出区域の指定の解除	○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届	【告示】	(県例規集登載)	施行規則の一部を改正する規則	○ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例	【規則】		目次		4	山長公長
	"	建築指導課	監理課	畜産課	IJ		県民生活交通課	II.	財産活用課			水産課	IJ		環境管理課				地球温暖化対策			担当課(室)		<u> </u> ∓	句
																			室					0	9
															0	0	0	0	0		0		0	0	
															資金管理団体の届出事項の異動	資金管理団体の名称等の公表	政治団体の解散	政治団体の代表者等の異動	政治団体の名称等の公表	【選挙管理委員会】	未利用県有地売払いの実施	【企業局】	"	n	目次
															"	"	"	"	選挙管理委員会		経営推進室		"	II	担当課(室)

◎岡山県規則第六号

の負荷の低減に関する条例施行規則 部を改正する規則を次のように

平成二十六年二月二十八日

岡山県知事伊 原 木隆

低減に関する条例施行規則 \mathcal{O} 部を改正する規則

負荷の低減に関する条例施行規則 (平成十四年岡 県規則第四十号)

の一部を次のように改正する。

に関する法律」 法律施行規則」 第五十七条第一 の使用の合理化等に関する法律」 合理化等に関する法律施行令」 一五 引車並びに三輪以上の 、て」を ネルギ を に、「エネルギ 号中 「エネルギ 「全て」 の使用の合理化に関する法律」 「すべて」を「全て」 の使用の合理化等に関する法律施行規則」 軽自動車及び二輪 「エネルギー 使用の合理化に関する法律施行令」 に改める。 「エネル を 「エネルギ 「第八条の

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する

◎岡山県告示第八十七号

十二年岡山県告示第二十九号により指定した区域(以下 土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、 「形質変更時要届出区域」とい

(。) の全部について指定を解除する。

平成二十六年二月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 七

指定を解除する形質変更時要届出区域

津山市一方字春田才一一七番二の一部、 九 同字才防田 四二九

の一部、同字才防田字大根畑字槿垣四二九番三の一

土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一

準に適合していなかった特定有害物質の種類

ンクロロメタン

◎岡山県告示第八十八号

申請のあった特定施設の設置の許可申請 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一 次のとおりである。 項の規定によ

く事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響につい ての調査の結果に基づ

平成二十六年二月二十八日

岡山県知事

太

申請の概要

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

丸大食品株式会社

甪 大阪府高槻市緑町21番3

工場又は事業場の名称及び所在地

(2)

丸大食品株式会社 岡山工場

所在地 岡山県津山市領家1010-1

(3) 特定施設に関する事項

区分	新 設	新 設	新 設	新 設	新 設
種類	2-イ(A-1~4) 畜産食料品製造業の用に 供する原料処理施設 (スライサー)	2-イ(A-5) 畜産食料品製造業の用に 供する原料処理施設 (細切機)	2-イ(A-6~7) 畜産食料品製造業の用に 供する原料処理施設 (浸漬装置)	2-イ(A-8) 畜産食料品製造業の用に 供する原料処理施設 (ミキサー)	2-ロ (A-9) 畜産食料品製造業の用に 供する洗浄施設 (シンク)
能力	12,000kg/h(4基合計)	3,000kg/h	容量2,500kg (2基合計)	処理量6000	容量2100
工事着手予定年月日	既設	既設	既設	既設	既設
工事完成予定年月日	既設	既設	既設	既設	既設
使用開始予定年月日	許可後	許可後	許可後	許可後	許可後
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 並びにその使用に季節的変動がある場合 はその概要	連続9時間	連続9時間	連続9時間	連続9時間	連続9時間
使用時において 当該特定施設から が、量(㎡/日) 水量(㎡/日) 水量(㎡/日) 水量(㎡/日) 水量(㎡/日) 財子の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	通常最大	通常最大	通常最大	通常最大	通常最大
ら排出される汚水量(㎡/日)	2 4	0.5	1 2	0.5	1 2
の通常の値数び p H	5.8~8.6 5.8~8.6	5.8~8.6 5.8~8.6	5.8~8.6 5.8~8.6	5.8~8.6 5.8~8.6	5.8~8.6 5.8~8.6
取入の値並のに 当該汚水等の通 豊の見みび見去	2,000 2,000	2,000 2,000	2,000 2,000	2,000 2,000	2,000 2,000
Rの量及い取入 の量 COD (mg/l)	1, 200 1, 200	1, 200 1, 200	1,200 1,200	1,200 1,200	1,200 1,200
S S (mg/0)	2, 500 2, 500	2,500 2,500	2,500 2,500	2,500 2,500	2,500 2,500
油 分 (mg/0)	800 800	800 800	800 800	800 800	800 800
$T-N \ (mg/\ell)$	60 60	60 60	60 60	60 60	60 60
$T-P (mg/\ell)$	15 15	15 15	15 15	15 15	15 15
大腸菌群数(個/㎝)	10,000 10,000	10,000 10,000	10,000 10,000	10,000 10,000	10,000 10,000

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区								分	新							設
工址	場 又	は事	業場	易には	おけ	る施	設者	番 号	В —	1						
種								類	工場	排水如	0.理場	î				
構								造	鉄筋	コンク	カリー	·				
主			要		寸			法	26, 6	50×1	0, 000	(mm)				
能								力	100 n	i / 日						
処		理		の		方		法	活性	汚泥液	去 去					
工	事	着	手	予	定	年	月	日	既設							
エ	事	完	成	予	定	年	月	日	既設							
使	用	開	始	予	定	年	月	日	許可	後						
並て		つ 使		、1日 三季節					連続	24時間	1					
	用時に			区				分	処	玛	1	前	処	丑	1	後
らま	が出る	される	5汚		•),j	通	常	最	大	通	常	最	大
Ø i	野常の作品) 値 🏻	を てバ	水	量	(m³,	/日)		80		98		80		98
当意	大の間次 大変	k等ℓ	つ通	р	Н				5.8~	-8.6	5.8	~8.6	5.8	~8.6	5.8	~8.6
の量		∠ ()`月	又八	В	OD	(mg	/Q)		2	, 000	4	2, 000		20		20
				С	OD	(mg	∕Q)		1	, 200	1	1,200		20		20
				S	S	(mg	/Q)		2	, 500	4	2, 500		20		20
				油	分	(mg	∕ <u>(</u>)			800		800		5		5
				Т	-N	(mg	<u>√</u> (ℓ)			60		60		20		20
				Т	— Р	(mg	/Q)		-	15		15		2		2
				大	腸菌	群数	(個/	′cm³)	10	,000	10), 000	;	3,000		3,000

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	N o	. 1	雨	水
区分	新	設	新	設
分	通 常	最 大	通 常	最 大
水 量 (m³/日)	80	98	ı	_
р Н	5.8~8.6	5.8~8.6	ı	_
BOD (mg/l)	20	20	ı	_
COD (mg/l)	20	20	ı	_
S S (mg/l)	20	20	1	_
油 分 (mg/l)	5	5	1	_
$T-N \ (mg/\ell)$	20	20	ı	_
$T-P (mg/\ell)$	2	2	1	-
大腸菌群数(個/㎝)	3,000	3, 000	_	_

備考 既設の事業場が事業内容等の変更により瀬戸内海環境保全特別措置法の対象事業場となったものであり、取扱い上は新設であるが周辺公共用水域への排水量及び汚濁負荷量 の増加はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成26年2月28日から同年3月21日まで (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び津山市役所

◎岡山県告示第八十九号

 \mathcal{O} \mathcal{O} 関係書類を岡山県農林水産部水産課に備え置い 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項 岡山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、 縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日

岡山県田事 尹 京

伊 原 木 隆

太

政令第三百七十二号) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 に基づき、 特定調達契約につき、 次のとおり落札者等を決定した。 (平成七年

平成二十六年二月二十八日

岡山県知事 伊原木

太

落札に係る物品及び数量

岡山県庁舎で使用する電気

使用予定電力量一二、六八〇、 二二九キ 口 ワ 時 (三年間)

平成二十六年四月一

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

日午前零時から平成二十九年三月三十一日午後十二時まで

岡山県総務部財産活用課

落札者を決定した日岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

兀

五 落札者の氏名及び住所平成二十六年二月七日

中国電力株式会社

六 落札金額

一九九、

二七九、

〇 五.

四円

(消費税額及び

)地方消費税の額を含まない。)

岡山県岡山市北区青江二丁目六番五一号

一般競争入札

七 契約の相手方を決定した手続

書名の 村里 フォジダーブミ

入札公告日

八

平成二十五年十二月二十日

 \hat{O} 未利用県有地 \mathcal{O} 売払 V を実施する。

平成二十六年二月二十八

木

太

四番 四 市東区可	所在
宅地	地目又は構造
六八五・五八	面積(平方メート
二八、六六〇、	低売払価格(最
平成二十六年(木)	受 付 期 限

申込みの資格

掲げる者は除く。 本国内に住所、 事務所又は事業所を有する個人又は法人であること。 ただし、

- 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の三第一項に規定す
- 2 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十
- 3 た者であって、 知事が地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号の その認めた時から三年を経過しないもの かに該当すると認
- 号) 第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等(以下 申込者又はその役員が岡山県暴力団
- 団等」という。)である者
- 申込者又はその 役員が暴力団等の統制下
- 6 申込者又はその 役員が暴力団等と社会的 に非難されるべき関係を有して
- 7 申込者又はその 役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別
- 置事由に該当すると認められる者
- 8 他知事が不適当と認める者

三 用途制限

付けることを禁止する。 払い物件に つい これら ては、 売買契約書に次に掲げる用途に使用することを制限する条 \mathcal{O} 用途に使用するおそれ \mathcal{O} ある第三者 へ転売し、 又は貸し

- 施設の用に供すること。 一山県暴力団排除条例第二条第四号に規定する暴力団事務所そ 0) 他これ
- 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の (昭和二十三年法律第百二十二号) 風俗営業等の 第二条第一項に規定する風俗営業及び 制及び業務 \mathcal{O} 用に供すること。 適正化等に 同条第五

四 申込方法及び留意事項

1 係る印鑑を押印し 県有財産買受申出 書に必要事項を記入の の受付期限までに 岡山県総務部財産 2 0) 印鑑登録証明書又は印鑑証

添付書類

次により発行日から三月以内の証明書を添付すること。

① 個人の場合 印鑑登録証明書 一足

住民票 一诵

誓約書 一通

法人の場合 現在事項全部証明書 一通

(2)

印鑑証明書 一通

役員名簿 一通

誓約書 一通

3 間に複数の者か 般競争入札による売払 原則として、 ら申込みが 先着順の売払 ある場合は、先着順の売払 V る場合がある。 となること。 ただし、 買受予定者を決定するまでの による随意契約を取りやめ

- 電話、 フ アクシミリ又は電子メー ルでの申込みはできないこと。
- 5 現状 いでの なるの 必ず物件の下見と現状の 確認を行っ た上で申

五 申込資格の確

1 る場合には 申込資格を審査し、 産買受申 申込資格があると認めた者に対し 出受付確認書により 県有財産買受申出 ては、 先着順 心の売払 の提出 11

ら起算して十五 別途その旨を通知する。 日以内に通知する。 般競争入札による売払いとする場合

2 適合通知書により、 県有財産買受申出書の提出 申込資格がないと認めた者に対し 日から起算して十五日以内に通 ては、 県有財産買受申出不

七

売買代金の納入

六

を締結すること。 契約保証金を納付すること。 県有財産買受申出受付確認書を受理した者は、 なお、 契約の 契約金額の十パ 同確認書に記載された日までに契約 セン ト以上に相当する額

八 は、 納入期限までに売買代金が完納されない 原則として契約の締結日 (契約金額から六の契約保証金の額を差し引 八五七〇 尚 山市北区内山下二丁目四番六号 の翌日 から起算して二十日以内に納入すること。 ときは契約を解除 いた金額をい 以下同じ。

(電話〇八六 (二二六)七二三五)

四〕特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四 とおり特定非営利活動法 人の定款変更の認証の申請が ?あった。 0 規定により

平成二十六年二月二十八

太

 \mathcal{O}

平成二十六年二月十七

申請に係る特定非営利活動法

特定非営利活動法

三 代表者の氏

兀 主たる事務所の所在

倉敷市老松町五 八

五 定款変更の内容

障害者自立支援法に基づく障害福祉 ビス事業を、 障害者の 日常生活及び社会

生活を総合的に支援するため の法律に基づく障害福祉サ F. ス事業に改める。

2 理事長以外の 理事はこの 人の業務に 9 1 てこの 法人を代表し 規定を加

第二十三条中 「収支予算」 を 「活動予算」

に改める。

第二十三条中 「収支決算」を「活動決算」 し改める。

「収入」を「収益」に改める。

理事又は社員が社員総会の目的である事項に 2 V て提案した場合に お V

の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、 当該提案を可 決する旨 \mathcal{O} 社員総

会の決議があったも のとみなすこととする。

社員全員が書面に より同意の意思表示をしたことにより、 社員総会 決

たとみなされた場合におい ては、 次 の事項を記載 た議事録 成 なけ

(1) 社員総会の決議が あ 0 たものとみなされ た事 項

(2)事項の提案をし \mathcal{O} 氏名又は

(3)社員総会の決議があ 0 たものとみなされた

職務を行 た者の

定款変更をする際に所轄庁の認証を得なければならない事項を次のように改める。

- その行う特定非営利活動の 種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種
- 事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うもの に限る。)
- (6)役員に関する事項 (役員の定数に係るものを除く。)
- 事項

(8)

その

の事業を行う場合に

おける、

その

種類その

他当該その他の事業に関する

- (10) (9)解散に関する事項 (残余財産 帰属すべ き者に係るもの に限る。)
- 定款の変更に関する事項

五〕特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四 項の 規定により

とおり特定非営利活動法 人の定款変更の認証の申請が ?あった。

平成二十六年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆

太

一 申請のあった年月日

平成二十六年二月十八日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名

特定非営利活動法人助

三 代表者の氏名

上原 郁子

四 主たる事務所の所在地

美作市栄町一二番地二(

1 理事長以外の

はこの

法

人の業務に

つい

てこの法人を代表し

規定を加

五

定款変更の内容

1 第二十三条中「収支予算」を「活動予算」に改める。

第二十三条中「収支決算」を「活動決算」に改める。

* 第二十三条中「収入」を「収益」に改める。

の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、 理事又は社員が社員総会の目的である事項に 0 V 当該提案を可 て提案した場合に 決する旨 お V \mathcal{O}

会の決議があったものとみなすこととする。

たとみなされた場合におい 社員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、 ては、 次の事項を記載 た議事録を作 社員総会 成 決

(1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

② ①の事項の提案をした者の氏名又は名称

③ 社員総会の決議があったものとみなされた

成に係る職務を行った者の氏

定款変更をする際に 認証を得なければならない ように改める。

(1) 目 的

- (3) その行う特定非営利活動の 種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- $\overline{\mathcal{O}}$ 事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (6)役員に関する事項 (役員の定数に係るものを除く。)
- 事項

(8)

その他

の事業を行う場合に

おける、

その

種類その他当該その他の事業に関する

(7)

会議に関する事項

- (10) (9)関する事項 (残余財 0 帰属すべ
- 定款の変更に関する事項

8

第五十二条及び第五十三条中 「破産」 「破産手続開始の決定」 に改める。

けた。

[八六] 家畜改良増殖法

(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり書換交付した旨の通報を受

平成二十六年二月二十八日

岡 Щ 県 知 事 伊 原 木 隆 太

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11362497644	種畜の名前の変更	奥茂福	奥 腕2425
11362497644	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場
11362498023	種畜の名前の変更	百合茂照	合幻2450
11362498023	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場
11362498191	種畜の名前の変更	福安照久	稔雅2459
11362498191	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場

法律第百号) から三十日を経過しても当該建設業者から申出がない 建設業者の許可 次の 第二十九条の二第一項の規定により、 建設業者の営業所 消 の所在地を確知できず、 平成二十六年二月二十七日付けで、 ので、 その事実を公告 建設業法 (昭和二十四年 その

平成二十六年二月二十八

山県知 太

商号又は

黒住防水建設株式会社

兀 許可番号 \equiv

主たる営業所

の所在

倉敷市連島 町連島四一五三

五 許可年月日

> 般 第九七七

処分の内容

建設業法第二十九条第一項の規定による次の

建設業の

 \mathcal{O}

ブ

平成二十三年十二月二日

ツク工事業、 般建設業のうち建築工事業、 鋼構造物工事業、 防水工事業、 大工工事業、 内装仕上工事業 屋根工事業、 ル れ が

七 教示

て六月以内に 起算して六十日 この処分に 又は これ 以内に て不服があるときは、 (代表者岡 れに 山県知事に対 山県知事) ても行うことができる。 この処分があ て異議申立てをし を被告としてこの ったことを知 司 か 訴えを提

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定に

次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、 岡山県美作県民局建設部管理課におい 般の縦覧に供

平成二十六年二月二十八日

岡山県知事 木 隆 太

指 定 年 月 日 間山県指令美作局 平成二十六年二月	勝田郡勝央町黒土字久保田九〇番二道路の位置	道路の幅員 道路の延長 (メートル) (メートル)	道路の延長の延長
定 年 月	路 の 位	(メートル)	(メートル)
	田 郡	五・五〇	
建第六〇〇九号			
平成二十六年二月			
二十日			

八九 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定による

開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年二月二十八日

原木

太

都窪郡早島町早島字佃三二九六-八開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島三六二-八

許可番号

 \equiv

岡山県指令建指第三九二号

九〇 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定による

開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年二月二十八日

原木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字肘曲り二四二-四、

二四二一五

許可を受けた者の住所及び氏名

瀬尾 哲也

瀬尾 美弥

許可番号

岡山県指令建指第二七〇号

九 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定による

開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年二月二十八日

 岡山県知事
 伊原木

 隆

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字新田後一六一八-一六一九 六一

藤井 久則

許可を受けた者の

住所及び氏名

総社市中央四丁目八

三許可番号

岡山県指令建指第三三五号

◎岡山県企業局公告第一号

次のとおり未利用県有地の売払いを実施する

平成二十六年二月二十八日

岡山県公営企業管理者 西

本

夫

- 特件の根裏

一申込みの資格

掲げる者は除く。 本国内に住所、 事務所又は事業所を有する個人又は法人であること。 ただし、

- 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の三第一項に規定す
- する者

2

地方自治法施行令

(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の

四第

一項に規定

- 3 当すると認めた者であって、その認めた時から三年を経過しないもの 公営企業管理者が地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号の れ
- 号) 第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等(以下 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例(平成二十二年岡 山県条例第五十七

力団等」という。) である者

- 5 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者
- 6 込者又はその 役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有して いる者
- 申込者又はその役員が 県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる

措置事由に該当すると認められる者

8 その他公営企業管理者が不適当と認める者

二 用途制限

付けることを禁止する。 \mathcal{T} は、 売買契約書に次に掲げる用途に使用することを制限する条 0) 用途に使用するおそれ \mathcal{O} ある第三者 へ転売し、 又は貸し

- 施設の用に供すること。 岡山県暴力団排除条例第二条第四号に規定する暴力団事務所その 他これ
- 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の (昭和二十三年法律第百二十二号) 契約の締結の 風俗営業等の 第二条第一項に規定する風俗営業及び 制及び業務 の適正化等 用に供すること。 同条第五

四 申込方法及び留意事項

に係る印鑑を押印 県有財産買受申出書に必要事項を記入の上、 の受付期限までに Ш $\frac{2}{\mathcal{O}}$ 県企業局 印鑑 総務企 登録証明書又は 印鑑証

~ 添付書類

次により発行日から三月以内の証明書を添付すること。

個人の場合 印鑑登録証明書 一通

(1)

住民票 一通

言約書 一通

法人の場合 現在事項全部証明書 一通

(2)

印鑑証明書 一通

役員名簿 一通

誓約書 一通

- 3 間に複数の者か 般競争入札による売払 原則として、 先着順の売払 ら申込みが とする場合がある。 ある場合は、先着順の売払 11 となること。 ただし、 買受予定者を決定するまでの による随意契約を取りやめ
- 電話、 クシミリ又は電子メー ルでの申込みはできないこと。
- 5 現状 で 0) なる 下見と現状の た上で申

五 込資格の確認

1 ら起算して十五日以内に通知する。 申込資格を審査し、 別途その旨を通知する。 県有財産買受申出受付確認書により、 申込資格があると認めた者に対しては、 ただし、 般競争入札による売払い 県有財産買受申出 先着順 0 売払 \mathcal{O} 提出 日か

2 適合通知書により、 申込資格を審査し 県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知す 申込資格がない と認めた者に対しては、 県有財 産買受申出不

六

七

売買代金の納入

を締結すること。 契約保証金を納付すること。 県有財産買受申 なお、 出受付確認書を受理した者は、 契約の 締結の際、 契約金額の十パ 同確認書に記載された日までに契約 ・セント 以上に相当する額

は、

納入期限までに売買代金が完納されない 原則として契約の (契約金額から六の契約保証金の額を差し引い 締結日 翌日 から起算して二十日以内に納入すること。 ときは契約を解除 た金額をい 六の契約保証金は、 以下同じ。)

八

八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

業局総務企画課経営推進室

(電話○

八六

(二二六)

七五

四五

平成26年2月28日 第11563号 岡山県公報

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

◎岡山県選管告示第六号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十六年二月二十八日

岡 Щ 県 選 挙 管 理 委 員 会

員

長

岡

本

研

吾

政治団体の名称 代表者氏名 会計責任者氏名 主たる事務所の所在地 以上の市町村等

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政党の支部

日本維新の会倉敷市支部 赤 沢 温 守 屋 光 信 倉敷市玉島勇崎八○四 て設けられた支部 区域を単位とし 0 平成二六・ 届出年月日

住重労連政治活動委員会玉島支部 石浦長年後援会 石井由紀子後援会 政治団体の名称 国会議員関係政治団体以外の政治団体 石 高 石 代表者氏名 井 木 浦 長 邦 義 雄 朗 年 三 畑 石 会計責任者氏名 宅 井 俊 恵 邦 雄 之 子 **倉敷市玉島乙島八二三○住友重機械労働組合連合会玉島地方本** 勝田郡勝央町黒土四六八一三〇 浅口市鴨方町深田五一一一三 主たる事務所の所在地 IJ 平成二六・ 届出年月日 -一 : 二 八 九 七

津山の未来を創る会 税理士による加藤勝信後援会 土田正雄後援会 たけもと幸久後援会 Ш 竹 江 土 本 原 田 本 智 正 幸 和 英 雄 久 之 三 竹 岡 木 好 本 本 美峰子 啓 光 介 子 章 部内 津山市山北四四八一三 二F 小田郡矢掛町上高末二〇八八-浅口市寄島町一二一五五—一四二 笠岡市笠岡五一〇六 IJ IJ IJ

中西ひろやす後援会

小

松原

森

本

洋 博

子 身

佐 子

藤 Ш

百合子

蕃山五〇九一一

わ

備前市西片上一二五九

森本よう子後援会

-= 0

一 三 三 ·二七

IJ

山野とよひさ後援会

代 表 者

Ш 上 洋 司

Ш

田

道

博

IJ

◎岡山県選管告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十六年二月二十八日

Щ 選 挙 管 理 委 員

岡

			委員 受 岡	本	岳
			<u> </u>		1
一 政党の支部					
政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	月日
自由民主党岡山県倉庫支部	会計責任者	矢 吹 正	藤井倫雄	平成二六	· -
自由民主党岡山県総社市第一支部	主たる事務所の所在地	総社市南溝手四一四—二	総社市西阿曽四〇五	"	<u>.</u>
二 その也の致台団本(政党及び政治資金団本以外の政治団本)	本以外の政治団本)				
政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月	月日
安部政敏後援会	会計責任者	安 部 由 枝	安部嘉邦	平成二六	· - ·
鵜川晃匠後援会	代表者	安 江 文 男	丸上浮雄	"	"
江本公一後援会	主たる事務所の所在地	総社市南溝手四一四—二	総社市西阿曽四〇五	"	<u>.</u>
大森雅夫後援会	II	岡山市北区東古松三-三-三二ウィンク	岡山市北区奉還町二—一三—四	"	
		ルム東古松B-V			
n	会計責任者	羽原康	久米田 真 志	"	"
税理士による片山虎之助後援会	n	姫 井 繁 彦	森 末 英 男	"	<u>.</u>
千間かつみ後援会	主たる事務所の所在地	岡山市南区妹尾一八三六-一	岡山市南区妹尾二四八—一	"	<u>.</u>
髙岡かずま後援会	会計責任者	中島政也	髙 岡 松 夫	"	<u>-</u>

岡山県公報 第11563号 平成26年2月28日

中西ひろやす後援会

小松原

博 義 朗

平成二三・

匹•

安 高

勝

木 東

◎岡山県選管告示第八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十六年二月二十八日

政党の支部

政治団体の名称

自由民主党岡山県津山市・苫田郡第三支部

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

安東章治後援会

政治団体の名称

住重労連玉島地方本部政治活動委員会

代表者氏名

代表者氏名

П

圭三

平成二五・一二・三一

解散年月日

平成二六・ 一・一四

解散年月日

平成二五・一二・三一

岡

長

岡 Щ

選

挙 管 理

委 員

員

本

研

吾

竹

本 浦 長

浅口市議会議員 勝央町議会議員

石

年

石浦長年後援会

出をした者の氏名資金管理団体の届

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

森

洋 幸

子 久

備前市議会議員

森本よう子後援会 たけもと幸久後援会

備前市蕃山五〇九-一

浅口市寄島町一二一五五—一四二 勝田郡勝央町黒土四六八一三〇

竹 森

本 本

洋 幸 長

子

IJ

石

浦

年 久

◎岡山県選管告示第九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。

平成二十六年二月二十八日

Щ 県 選 挙 管 理 委 員 숲

岡

員 長

代表者氏名

委

岡

本

研

吾

届出年月日

平成二六・

◎岡山県選管告示第十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十六年二月二十八日

異動の届出をした者の氏名資金管理団体の届出事項の

千

間

己

岡山市議会議員

千間かつみ後援会

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

岡 Щ

選 挙 管 理 委 員

員

岡山市南区妹尾一八三六ー一 岡山市南区妹尾二四八-一

旧

本 研

長

岡

吾